

人事・労務情報

2011年10月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文
東京都立川市錦町 2-6-7-2F
Tel 042-548-0288
E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com
<http://www.tanakajimusho.biz/>

年末調整で気を付けたい点

年末調整のご準備はいかがですか。この時期になると年末まであとという間です。今年は「年少扶養親族」として16歳未満の家族が控除対象外になるという、大きな変更があります。しかし、給与計算では年初から変更点を織り込んで所得税を計算しているので、年末になって大きく徴収されるという問題は発生しないと思います。ここでは、良くある疑問点にお答えします。

1. 所得税と健康保険の扶養親族（扶養家族）の相違点を整理します。

	年収の金額	年収の期間	年収の範囲	内縁の相手
所得税	103万円以下	その年の1月～12月	遺族年金・失業給付・障害年金を <u>除く</u> 。	対象と ならない。
健康保険	130万円未満	現在から将来にむかって、12ヶ月	遺族年金・失業給付・障害年金も <u>含む</u> 。	対象と なる。

2. 会社員で育児休業中の妻（夫）も、年収により扶養親族になる場合があります。

会社員の妻（夫の場合も有り）が勤務中の会社で育児休業を取得していて、その年の1～12月の年収が103万円以下の場合は、扶養親族となります。（健康保険は妻（夫）自身が被保険者なので扶養家族にはなりません。）



3. 勤労学生＝アルバイト学生、ではありません。証明書を確認しましょう。

「勤労学生」は年収が130万円以下で、自分自身が勤労学生控除を受けられますが、この場合は証明書が必要です。また、その学生が親の所得税の扶養親族となっている場合は、年収103万円を超えた時点で扶養親族から外れることとなります。

4. 年末調整で還付されず、徴収されるのは、このような時です。

徴収されると損、という訳はないのですが、皆さん、あまり嬉しくないようです。

- ・ 月給に比較して、年収に占める賞与の比率が高いとき。
 - ・ 年度の途中で、離婚したり、子供が就職するなど、扶養親族が減ったとき。
- などに徴収されることがあります。

以上